

学校法人常磐大学寄附行為

制 定 1951年3月3日 認 可
最近改正 2024年5月30日 理事会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人常磐大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を茨城県水戸市見和一丁目430番地の1 常磐大学内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従って、私立学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

1 常磐大学

大学院

人間科学研究科

看護学研究科

人間科学部

心理学科

教育学科

現代社会学科

コミュニケーション学科

健康栄養学科

総合政策学部

経営学科

法律行政学科

総合政策学科

看護学部

看護学科

2 常磐短期大学

幼児教育保育学科

3 常磐大学高等学校 全日制課程 普通科

4 智学館中等教育学校

5 常磐大学幼稚園

第3章 役員および理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

1 理事 10人から13人

2 監事 2人

② 理事のうち1人は、理事の互選により理事長となる。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

1 常磐大学および常磐短期大学の学長のうちから理事会において選任された者 1人

2 評議員のうちから評議員の過半数をもって選任された者 3人

3 理事会において理事の過半数をもって選任された者 3人から4人

4 理事長より常任理事として推薦され、理事会において選任された者 3人から5人

② 前項第1号および第2号の理事は、学長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員または役員の配偶者もしくは3親等以内の親族以外の者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

② 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は4年とする。

② 前項の規定にかかわらず第6条第1項第1号に規定する理事の任期は、当該役職の任期とし、第6条第1項第4号に規定する理事の任期は、2年とする。

③ 欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

④ 役員は、再任されることがある。

⑤ 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長または常任理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

(親族関係者の制限)

第9条 この法人の役員のうちには、各役員について、その配偶者または3親等以内の親族が1人を超えて含まれることになってはならない。

(役員の補充)

第10条 理事または監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1

カ月以内に補充しなければならない。

(役員の解任および退任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 1 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき。
- 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 3 職務上の義務に著しく違反したとき。
- 4 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

② 役員は、次の事由によって退任する。

- 1 任期の満了
- 2 辞任
- 3 死亡
- 4 私立学校法第38条第8項第1号または第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長および常任理事の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

② 常任理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 この法人の業務を監査すること。
- 2 この法人の財産の状況を監査すること。
- 3 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 4 この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会および評議員会に提出すること。
- 5 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および

評議員会に報告すること。

6 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。

7 この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

② 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。

③ 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

② 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

③ 理事会は、理事長が招集する。

④ 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

⑤ 理事会を招集するには、各理事および監事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を書面または電磁的方法により通知しなければならない。

⑥ 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

⑦ 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

⑧ 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

⑨ 前条第2項および前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

⑩ 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

⑪ 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面または電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

⑫ 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席

した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ⑬ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）および日時ならびに議決事項および他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- ② 議事録には、出席した理事および監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。）もしくは記名押印し、または議長ならびに出席した理事のうちから互選された理事2人以上および出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- ③ 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常任理事会)

第19条 この法人に理事長、常任理事および専任職員で理事である者をもって組織する常任理事会を置く。

- ② 常任理事会は、理事会審議事項のうち理事会において認められた事項、および、理事長が法人の運営上必要と認めた事項について審議する。
- ③ 常任理事会は、理事長が招集する。
- ④ 常任理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

第4章 評議員会および評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- ② 評議員会は21人から27人の評議員をもって組織する。
- ③ 評議員会は、理事長が招集する。
- ④ 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- ⑤ 評議員会を招集するには、各評議員および監事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面または電磁的方法により通知しなければならな

い。

- ⑥ 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- ⑦ 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- ⑧ 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- ⑨ 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面または電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ⑩ 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- ⑪ 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- ⑫ 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第18条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

- ② 議事録には、出席した評議員および監事が署名もしくは記名押印し、または議長ならびに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上および出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 1 予算および事業計画
- 2 事業に関する中期的な計画
- 3 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分
- 4 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 5 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- 6 寄附行為の変更
- 7 合併
- 8 目的たる事業の成功の不能による解散
- 9 寄附金品の募集に関する事項
- 10 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- 1 この法人の職員で理事会において選任された者 6人
 - 2 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3人
 - 3 この法人の設置する学校の在校生の父母または保護者のうちから、理事会において選任された者 3人から4人
 - 4 前3号に規定する評議員の過半数をもって選任された学識経験者 9人から14人
- ② 前項第1号および第3号に規定する評議員は、この法人の職員、父母または保護者の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とることができる。

- ② 評議員は再任されることがある。
- ③ 評議員は、その任期満了後でも後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(評議員の解任および退任)

第26条 評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 2 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- ② 評議員は、次の事由によって退任する。

- 1 任期の満了
- 2 辞任
- 3 死亡

第5章 資産および会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- ② 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する

資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

- ③ 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。
- ④ 寄附金品について寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券等を購入し、または、確実性の高い金融機関に定期預金等として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入學金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画および事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- ② この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算および実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- ② 理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
(財産目録等の備付けおよび閲覧)

第 36 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- ② この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- ③ 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 37 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 1 寄附行為もしくは寄附行為の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 2 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 3 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿を作成したとき これらの書類の内容
- 4 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 38 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 39 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 解散および合併

(解散)

第 41 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 1 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決および評議員会の議決
- 2 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理

事の3分の2以上の議決

3 合併

4 破産

5 文部科学大臣の解散命令

- ② 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。
(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- ② 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類および帳簿の備付け)

第45条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 1 役員および評議員の履歴書
- 2 収入および支出に関する帳簿および証ひょう書類
- 3 その他必要な書類および帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、学校法人常磐大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

役員の住所氏名

水戸市常磐小路2, 023番地	理事（理事長）	諸澤みよ
同所	同	諸澤幸雄
同市泉町1, 012番地	同	柏敏造
同市神崎町864番地	同	今井信正
同市長町1, 360番地	同	遠峯亮
同市柳小路2, 102番地	監事	小島鐵夫
同市砂久保町4, 823番地の1	同	飯村寅次
前出	評議員	諸澤みよ
前出	同	諸澤幸雄
前出	同	今井信正
水戸市西原町3, 556番地	同	堤忠三郎
同市同町3, 219番地	同	渡邊幸太郎
同市常磐小路2, 023番地	同	諸澤みさを
同所	同	諸澤正道
同市東町5, 180番地	同	秋田卯之介
同市松本町2, 403番地	同	折原百合子
同市砂久保町4, 923番地	同	菊地英子
同市新原町字稻荷原	同	大津とよ子
東茨城郡渡里村渡里1, 185番地	同	寺門正明

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部大臣の認可の日（1966年1月25日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部大臣の認可の日（1968年2月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部大臣の認可の日（1969年12月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部大臣の認可の日（1975年1月10日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部大臣の認可の日（1983年1月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部大臣の認可の日（1986年11月15日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部大臣の認可の日（1987年12月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部大臣の認可の日（1989年3月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部大臣の認可の日（1989年12月22日）から施行する。

附 則

1990年3月31日文部大臣認可のこの寄附行為は、1990年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部大臣の認可の日（1991年8月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部大臣の認可の日（1995年12月22日）から施行する。

附 則

1999年3月31日文部大臣認可のこの寄附行為は1999年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部大臣の認可の日（1999年12月22日）から施行する。

附 則

2000年3月31日文部大臣認可のこの寄附行為は2000年4月1日から施行する。

附 則

2001年11月14日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2002年4月1日から施行する。

（常磐短期大学の幼稚教育学科の存続に関する経過措置）

常磐短期大学の幼稚教育学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず2002年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部科学大臣の認可の日（2002年7月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為第4条第1項第1号の改正条項は、文部科学大臣の認可の日（2003年11月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為第4条第1項第1号の改正条項は、2003年12月18日から施行する。

附 則

この寄附行為第38条の改正条項は、文部科学大臣の認可の日（2004年3月30日）から施行する。

附 則

2004年12月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2005年1月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部科学大臣の認可の日（2005年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為第4条第1項第1号および第2号の改正条項は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為第5条、第6条第1項および第7条、第25条の改正条項は、文部科学大臣の認可の日（2007年1月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部科学大臣の認可の日（2007年11月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部科学大臣の認可の日（2007年12月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部科学大臣の認可の日（2008年10月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2009年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2009年12月23日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2010年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2013年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部科学大臣の認可の日（2017年8月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2017年12月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2018年4月1日から施行する。

附 則

2020年1月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2020年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2021年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、文部科学大臣の認可の日（2021年8月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2021年10月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2022年3月4日）から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の改正条項は、2024年6月1日から施行する。